

# 「亀山市鈴鹿川等源流域の 自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」を 制定しました(平成31年4月施行)

亀山市は、鈴鹿山脈や布引山地を源とした鈴鹿川と中ノ川を有し、その源流域は、豊かな森林に覆われ、多様な生物を育む生態系を支えています。

鈴鹿川最上流域にある鈴鹿峠周辺は、いにしえより「鈴鹿」の地名の発祥の地であるといわれ、かつては鈴鹿山と呼ばれた山々から流れ出た水は、古くは万葉集にも詠まれた鈴鹿川となり、布引山地を源とする鈴鹿川水系の支川と合流して広範な鈴鹿川水系を形成し、その流域には、豊かな水の恩恵により貴重な歴史文化が築かれてきました。

また、鈴鹿川等源流域は、水源のかん養、土砂流出の防止等の市民の暮らしを支える公益的機能も有していることから、本市は、これらの源流域について、鉱区禁止地域の指定を受けるなど、公益的機能を確保する取り組みを行ってきました。

しかし、近年、鈴鹿川等源流域に位置する集落では、過疎化や少子高齢化が進展し、そこに暮らす人々だけでは、これらの源流域の自然環境と歴史的資源を守っていくことが難しくなっています。

このため、先人たちが時代を超えて継承してきた鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源にあらためて誇りを感じ、その自然環境等をかけがえのない財産として守り、次世代に継承していくため、本条例を制定しました。

## 【用語の定義】

- 鈴鹿川最上流域…鈴鹿川水系の鈴鹿川本流の加太川合流点から上流域
- 鈴鹿川等源流域…鈴鹿川と中ノ川の源流域であり鉱区禁止地域に指定された亀山市西部森林地域と関宿周辺地域
- 鉱区禁止地域…鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第23条第1項の規定で指定された地域



# 亀山市鈴鹿川等源流域の 自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例 地域の区分図



## 「条例」で定めている主な内容

### 市の責務と 講ずる措置

- 鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源(以下「鈴鹿川等源流域の自然環境等」という)の保全と活用(以下「源流域の保全等」という)に関する施策の策定と推進
- 生物の多様性の確保に関する必要な措置
- 公益的機能(※ 1)を持続的に発揮させるために行う、森林の区分(※ 2)に応じた森林と地域の特性に応じた農地の保全と活用を図るため必要な措置
- 大規模に森林を伐採したり、土地を改変する行為に対する必要な措置
- 鈴鹿川最上流域における特有の歴史的資源の保全と活用に関する必要な措置
- 産学民官が連携・協力した施策の推進
- 市民と事業者による自発的な源流域の保全等を促進するために必要な情報の提供
- 鈴鹿川等源流域の自然環境等と触れ合う機会の創出
- 施策の推進に必要な財政上の措置
- 施策の推進に必要な国やほかの地方公共団体への協力の要請

(※ 1)  
公益的機能…土砂災害等を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源かん養機能、生物多様性の保全機能、二酸化炭素を吸収・固定・貯蔵することによる地球温暖化防止機能など、私たちが安全で快適な生活を送るために欠かせない多くの環境保全機能のこと

(※ 2)  
森林の区分…森林を重視すべき機能に応じて、木材の持続的な生産を行う「生産林」と、公益的機能の高度発揮を目指す「環境林」に区分すること

### 市民の役割

- 源流域の保全等に関する活動への参画と施策への協力

### 事業者の役割

- 経済活動と鈴鹿川等源流域の自然環境等との調和と施策への協力

問合せ 環境課環境創造グループ (総合環境センター ☎96-8095)